

平成28年度 第1回 市川市自立支援協議会

日 時：平成28年5月26日（木）
午前9時30分～11時30分

場 所：大洲防災公園管理事務所2階
会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 障害者支援課長あいさつ
- 3 会長・副会長の選出について
- 4 会議の進め方について
- 5 防災に関する勉強会
- 6 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
- 7 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について
- 8 今年度の進め方について
- 9 その他
- 10 閉会

市川市自立支援協議会 委員名簿

	委員氏名	団体名	委員分類
1	朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	相談支援事業者
3	中里 仁美	社会福祉法人南台五光福祉協会	相談支援事業者
4	内野 智美	一般財団法人市川市福祉公社	相談支援事業者
5	松尾 明子	特定非営利活動法人ほっとハート ほっとハート相談支援事業所リンク	相談支援事業者
6	永井 洋至	アクトレゾナンス合同会社 ユニマインド	相談支援事業者
7	磯部 利江子	社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan	相談支援事業者
8	上田 昌広	特定非営利活動法人リカバリーサポートセンターACTIPS ACTIPS相談支援センター	相談支援事業者
9	森田 美智子	日中活動連絡会	サービス事業者
10	武田 陽一	グループホーム等連絡協議会	サービス事業者
11	水野 庸子	居宅支援連絡会	サービス事業者
12	小原 邦子	千葉県市川健康福祉センター	精神保健福祉関係者
13	高木 憲司	和洋女子大学	学識経験者
14	西村 拓士	障害者就業・生活支援センター いちされん	就労支援関係者
15	廣田 聖	福祉的就労担当者会議	就労支援関係者
16	大井 好美	障害者団体連絡会	障害者団体
17	富岡 太郎	障害者団体連絡会	障害者団体
18	植野 圭哉	障害者団体連絡会	障害者団体
19	木下 静男	障害者団体連絡会	障害者団体
20	田上 昌宏	障害者団体連絡会	障害者団体
21	西口 美恵子	障害者団体連絡会	障害者団体
22	山崎 泰介	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
23	加藤 良雄	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
24	保戸塚 陽一	こども発達支援センターやわた	障害児支援関係者
25	中村 博子	千葉県市川児童相談所	障害児支援関係者

市川市自立支援協議会 相談支援部会 委員名簿

	委員氏名	団体名	分類
1	宮本 正栄	中核地域生活支援センター がじゅまる	
②	長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	幹事
3	中里 仁美	社会福祉法人南台五光福祉協会	指定相談支援事業者
④	内野 智美	一般財団法人市川市福祉公社	幹事 指定相談支援事業者
5	金 聖華	特定非営利活動法人千葉精神保健福祉ネット サポートネット国府台	指定相談支援事業者
6	西野 美喜子	特定非営利活動法人生きがいと助けあいSSU市川 SSU介護サービス	指定相談支援事業者
7	河田 理紗子	社会福祉法人佑啓会 市川市松香園	指定相談支援事業者
8	岡部 元輝	社会福祉法人いちばん星 いちばん星相談支援事業所	指定相談支援事業者
9	竜円 香子	権利擁護連絡会	
10	坂本 祐子	地域移行支援協議会	
⑪	保戸塚 陽一	障害児支援連絡会	
12	角石 美恵子	重心サポート会議	
13	小井土 栄一	障害者就労支援センター アクセス	
⑭	植野 圭哉	障害者団体連絡会	
⑮	木下 静男	障害者団体連絡会	
⑯	山崎 泰介	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	

※数字に○は自立支援協議会委員

【事務局】

1	新正 みち子	障害者支援課 障害者地域生活支援センター	
2	渡辺 由美子	障害者支援課 南八幡メンタルサポートセンター	
3	野口 曜子	発達支援課	
4	石田 壮史	障害者支援課 障害者地域生活支援センター	
5	廣田 時江	障害者支援課 障害者地域生活支援センター	

**市川市自立支援協議会 生活支援部会
地域生活支援拠点あり方検討会 委員名簿**

	委員氏名	団体名	分類	備考
①	松尾 明子	特定非営利活動法人ほっとハート 相談支援事業所リンク	相談・精神	幹事
②	磯部 利江子	社会福祉法人一路会 かしわい苑	通所・GH・レスパイト・知的・重心	副幹事
3	芦田 真伍	基幹型支援センター えくる	基幹型支援センター・重心・児童	副幹事
4	宮本 正栄	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談	
⑤	森田 美智子	社会福祉法人いちばん星	通所・GH・知的	
⑥	中里 仁美	社会福祉法人南台五光福祉協会	入所・短期・相談・GH・知的	
⑦	水野 庸子	一般財団法人市川市福祉公社	居宅	
8	大塚 茂	ヒノデ第一交通株式会社市川営業所	居宅	
9	高久 光子	社会福祉法人サンワーク	通所・GH・精神	
10	関口 夏樹	ふれんど舎	相談支援・重心	重心サポート
⑪	武田 陽一	社会福祉法人レンコンの会	グループホーム支援ワーカー	
12	村山 園	市川手をつなぐ親の会	生活ホーム・知的	
13	浦林 翼	特定非営利活動法人リカバリーサポートセンターACTIPS 訪問看護ステーションACT-J	訪問看護ステーション・精神	
14	吉田 智史	社会福祉法人レンコンの会	レスパイト・知的・南部	
15	青村 智春	特定非営利活動法人千葉精神保健福祉ネット ハピネス行徳	GH・精神	
16	遠藤 由美子	こころの健康を守る会 松の木会	家族・精神	
⑰	富岡 太郎	障害者団体連絡会	自立支援協議会	

※数字に○は自立支援協議会委員

【事務局】

1	松丸 弘	障害者施設課 梨香園		
2	新正 みち子	障害者支援課 障害者地域生活支援センター		
3	渡辺 由美子	障害者支援課 南八幡メンタルサポートセンター		

市川市自立支援協議会 就労支援部会 委員名簿

	委員氏名	団体名	分類
①	西村 拓士	障害者就業・生活支援センター いちされん	幹事
②	廣田 聖	福祉的就労者担当者会議	幹事
③	大井 好美	障害者団体連絡会	幹事
4	小井土 栄一	障害者就労支援センター アクセス	関係機関
5	福嶋 ますみ	市川公共職業安定所	関係機関
6	山澤 則夫	市川商工会議所	関係機関
7	福山、西田	千葉県立市川特別支援学校	特別支援学校
8	高瀬 浩司	千葉県立特別支援学校市川大野高等学園	特別支援学校
9	芳賀、桑形	市川市立須和田の丘支援学校	特別支援学校
10	富江 民子	市川手をつなぐ親の会	関係機関
11	奥澤 太郎	社会福祉法人サンワーク 就労移行事業所パル	就労移行支援事業所
12	渡邊 麻衣子	株式会社徳正 パレット行徳	就労継続支援A型事業所
13	砂金 一平	福祉的就労者担当者会議	就労継続支援B型事業所
14	栗原 隆志	市川市生活サポートセンター そら	関係機関
15	川田、石井	いちかわ・うらやす若者サポートステーション	関係機関

※数字に○は自立支援協議会委員

【事務局】

1	山口 達也	障害者支援課	
2	目黒 まゆみ	障害者施設課 チャレンジ国分	
3	大和久 正己	障害者支援課 南八幡メンタルサポートセンター	

市川市自立支援協議会の運営に関する要綱

市川市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年2月4日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき本市に設置する市川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営については、自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「自立支援協議会設置運営要綱」（第2の2及び3並びに第4を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（構成メンバー等）

第2条 協議会の構成メンバーは、次に掲げる者とし、その合計人数は、25人以下とする。

- (1) 相談支援事業を行う者
- (2) 障害者にサービスを提供する事業を行う者
- (3) 障害者の就労を支援する活動を行う者
- (4) 障害者団体の推薦を受けた者
- (5) 障害者の権利擁護に関する事業を行う者
- (6) 障害児の支援を行う者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

3 市長は、協議会の構成メンバーについて、2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し協議会への出席を依頼することができる。

5 第1項に規定する構成メンバーは、協議会に出席することにより知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成メンバーでなくなった後も同様と

する。

(事務)

第3条 協議会の事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

相談支援部会

H28.5.26

i H27 年度の報告・ii 今期の予定及び報告

○サービス等利用計画作成 進捗報告

① 障害者支援課

i H27.4 月：支給決定 2088 件、計画作成達成率 87.4%

2 月：支給決定 2121 件、計画作成達成率 93.9%

ii H28.4 月：支給決定 2149 件、計画作成達成率 95.5%

② 発達支援課

i H27.4 月：支給決定 349 件、計画相談作成 3 件

2 月：支給決定 670 件、計画相談作成 70 件

ii H28.4 月：支給決定 782 件、計画相談作成 110 件

*ほぼ 100%に近い達成率となったため今期より半期ごとの報告とする

○相談支援部会関連会議からの報告 別紙参照

i 権利擁護連絡会、地域移行支援協議会、障害児連絡会、IS-net

ii 上記関連会議と今期より新たに重心サポート会議が加わる

○ i GSV から見えてきた課題への取組 場の検討について

①えくる えんつむり (長期継続相談者・事業未利用者への取組)

全 5 回開催 参加者：合計 9 名+子供 2 名

B 型の利用を開始したり次の開催期待の声もあった。

②アクセス ケース会議

9/9～12/9 にかき全 6 回開催

全てのケースについて生活支援ニーズがあり継続的にかかわる支援機関が必要。最初から支援機関の関わりが必要。

○ガイドライン改訂：平成 27 年度版を改訂し研修を実施

i ガイドライン研修：全 3 回実施

第 1 回 1/20 (水) 受講者 73 名：振り返り再認識できた。

第 2 回 2/23 (火) 受講者 83 名：児童についての初研修。関係機関等の紹介や連携・連絡の仕方など解り易かった。

第 3 回 3/10 (木) 受講者 53 名：2 回目の事例アセスをもとに障害児支援利用計画作成演習。GW での意見交換、計画作

成にあたっての視点共有

- ii sora、成年後見、情報アクセシビリティ 等作成予定
7月より検討・作成

○マニュアル作成

- i ガイドラインとのすみ分け
- ii マイナンバー及び支給決定を盛り込み 後期に配布及び研修

○課題について

- i ①専門部会のあり方について
 - ② 公立施設の民営化について
 - ③ 場の検討（つながりのない方への支援）
- ii ①計画とサービスの分離、セルフプランから計画相談への移行
⇒人材確保後の課題
 - ② 親の就労⇒sora へ相談
 - ③ 放課後等デイサービスへの提案、障害児のライフステージのつなぎ、学校と相談支援専門員の連携、就労移行事業者の質の確保（事業者への行政指導・周知）⇒連絡会への課題提案
 - ④ 学校との連携
 - ⑤ チームアプローチ
 - ⑥ 研修：新人、専門、新規事業所確保
 - ⑦ 発達、精神障害
 - ⑧ 困難事例

○基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について

- i 実施内容等の検討
- ii 5月・6月に大枠及び優先順位を検討し本会へ提案

○ii 今年度の計画 別紙参照

市川障害児者相談支援事業所連絡協議会

日 時：平成28年 4月25日（水）10：00～11：30

場 所：市川市南八幡メンタルサポートセンター

出席者：保戸塚、松尾、内野、金、市坪、上田、西野、渡辺、三浦、（佐藤）、（中里）、（岡林）

12名

<議題>

1. 定期総会について

H28.5.24（火） 14：00～16：00 勤労福祉センター 開催（予定）

- ・定期総会配布資料の確認
事業報告、決算報告、予算（案）等
- ・事業計画（案）について
6～10月に渡り全5回の勉強会を開催する予定
6月については10日（金）
その他、幹事会を6回
研修会を2回
を開催予定
- ・情報交換会では市川市より職員を招き、市川市計画、相談マニュアルについて説明予定

2. 自立支援協議会本会および相談支援部会委員の推薦について

市川市より当協議会へ本会6名（うち2名は部会委員を兼ねる）、部会6名の推薦依頼あり

以 上

市川障害者権利擁護連絡会についての報告

市川手をつなぐ親の会

竜円 香子

1. 市川障害者権利擁護連絡会について

2010年（平成22年）に、判断能力が不十分な人たちの家族会4団体、および社協など関係団体により結成され、主に、成年後見制度について、勉強会の開催や、市川における仕組みづくりについて、活動をしてきた。

2013年に、市川市の委託を受け、社会福祉協議会に「後見相談担当室」が誕生し、一定の成果をあげるとともに、今後は、市川における障害のある人の権利擁護全般に関しても、研修・活動を行うこととなった。

4団体・①心の健康を守る家族会松の木会

②千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ

③市川市自閉症協会 ④市川手をつなぐ親の会

関係団体・市川市障害者支援課

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室

中核地域生活支援センター がじゅまる

基幹型支援センター えくる

2. 27年度の活動

・後見相談担当室と家族4団体との定例会を2～3か月に一度、開催した。

定例会の内容は、担当室の活動・現状報告について、11月のセミナーの準備など。

・11月19日後見セミナー「今だから聞きたい、後見人の仕事は？役割は？」を、担当室と連絡会共催で開催。

・3月の例会には、障害者支援課から、虐待防止センターの1年の活動について報告を受けた。

3. 28年度の活動予定

・これまで同様、相談室との例会を開催していく。今年度から、担当室が始める法人後見&市民後見人養成講座の経緯を注視していく。

・10月または11月の障害者家族会向けの後見セミナーの準備をする。

・高齢者向け「後見に関する紙芝居」が好評だったことから、障害者版「紙芝居」を作成することになり、連絡会もその内容につき、検討をしていく。

・今年度も、虐待防止センターの活動や、差別禁止法施行後の経緯を把握していく。

4. 課題

後見相談担当室について、家族会の会員などに周知していく。

障害のある人の後見は、終生におよぶ長い後見になることから、担当室や、相談機関とも話し合いをしながら、丁寧に考えていくことの大切さを、家族に周知していきたいと思う。

地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所 じよいたむ
坂本 祐子

1. 平成 27 年度の取り組み

- ・協議会は 2 ヶ月に 1 回、計 6 回開催。
- ・協議会の他に病院での研修会（6 月 1 回）、地域の支援機関見学会（11 月 3 か所）、啓蒙啓発活動の一環として「富田不動産」との懇談会を開催した。

2. 平成 28 年度の予定

- ・委員は 23 名（医療機関 3、相談支援事業所 7、基幹型支援センター 1、基幹相談支援センター 1、行政 5）
- ・事務局はサンワーク相談支援事業所。圏域連携コーディネーターは石原。
- ・昨年度と同様、隔月で協議会を開催予定。第 1 回は 4 月 21 日に実施。

3. 第 1 回協議会報告

- ・県精神保健福祉センター杉浦氏より「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業、遠隔地の退院支援について説明
- ・各委員より近況、課題等を報告し、事業計画について検討。
医療機関でのプレゼンテーション
不動産会社による講演会（協議会だけでなく共催の企画とする方向）
ピアサポーターの活用
施設見学会の開催
等に取り組んでいくことを確認した。

以上

障害児支援連絡会・活動報告

○平成28年度の活動内容について

- ・「こども発達支援会議」の実施に伴い、地域の障害児支援に携わる福祉支援及びサービス提供事業者の連絡協議の場として活動を継続します。
- ・連絡会の中で協議検討された事柄については、必要に応じて「相談部会」又は「こども発達支援会議」に報告等していきます。
- ・幹事の改選を行いました。当年度の幹事は、戸村さん（NPO 法人千楽）、坂本さん（医療法人社団緑友会）、三竿さん（株式会社エルチェ）、鈴木さん（NPO 法人郷の会）です。
また、運営幹事として、基幹型支援センターえくる、IS-net、発達支援課、障害者支援課（事務局）も参加することになっています。
- ・定例会、情報交換会、研修会の実施を予定しています。

○活動報告

- ・5月17日（火）定例会を実施しました。当年度初めての定例会の為、連絡会の活動方針と日程確認、各法人の運営状況報告を行いました。
当日は、市内で障害児支援事業を実施している18運営法人、須和田の丘支援学校、市川特別支援学校、教育委員会指導課、市川市社会福祉協議会、基幹型支援センターえくる、保健センター健康支援課、発達支援課、障害者地域生活支援センター（障害者支援課）が参加しました。

平成 28 年 5 月 23 日

重度心身障害児者サポート会議報告書

1. 平成 27 年度報告

- ① 会議 年間 10 回開催 ハートフルプランの実現に向け、重心に特化した取り組みとしてイベントや研修会等を企画した。
- ② イベント「キッズどれみ」(日中支援) 8 月 22 日に松香園で実施。
医療的ケアを必要とすご利用者様を含み 8 名、スタッフ、ボランティア合わせ総勢 49 人が参加
- ③ イベント「お泊りどれみ」(宿泊) 10 月 17 日～18 日に NPO 法人ポテトにて実施。医療的ケア、与薬を看護師と行った。夕食は一般のレストランを利用。
- ④ 研修会 7/31「コミュニケーションの支援について」講師：井上みどり先生
・家族、サービス事業所、学校等 参加者 37 名
- ⑤ 研修会 9/4「古武術を活用した介護」講師：岡田慎一郎先生
・家族会、サービス事業所等が参加 参加者 39 名
- ⑥ 勉強会 9/15、11/17、2/16「相談支援ミニ勉強会」
・相談支援者と重心の事業所の職員との顔合わせ課題や疑問についてや他の障害の方との共通点等についても話し合われた。
参加者 1 回目 38 名・2 回目 38 名・3 回目 16 名 (平均 30 名)
- ⑦ 研修会「重症心身障害児者支援研修会」講師：浅田二郎先生
・昨年度に続く講習会で中上級者向けに、脳性麻痺についてより専門的な講義及び実技を実施。
参加者 1 回目 46 名・2 回目 31 名・3 回目 26 名 (平均 34 名)
- ⑧ 施設説明会(市内肢体不自由児者受け入れ) 主催：肢体不自由児者父母の会
・市内の通所事業所や児童デイを行っている事業所 6 団体による説明会
- ⑨ 市川保健福祉センターの取り組みである小児慢性特定疾病等の現状や課題について事例検討・講演会に参加。
- ⑩ 事業所ガイド「どれみブック」を再編成し発行した。

2. 平成 28 年度予定

- ① 会議 年間 10 回開催予定 毎回会議のテーマを設けゲストを招き専門的知見よりそれぞれの理解を深めていく取り組みをする。
6 月は重症心身障害児者支援センター、コーディネーターの役割についてをテーマとする予定。
- ② イベント「キッズどれみ」(日中支援) 8 月 20 日に松香園で実施予定。

- ③ イベント「お泊りどれみ」(宿泊) 3月4日～5日を予定。
これまでのボランティアでの活動から、人材・費用・場所・コーディネート等を意識した事業化を目指した取り組みへ発展したいと考えている。
- ④ 施設見学 重心の方が利用されているショートステイ施設等を見学し上記お泊りどれみを検討していく際の参考とする。
- ⑤ 研修会「重度心身障害児者支援研修・初級編」講師：坂本氏 3回予定
- ⑥ 勉強会「相談支援勉強会」厚労省発行(予定)のガイドラインテキストを用いての勉強会を検討。
- ⑦ 施設説明会(市内肢体不自由児者受け入れ) 主催：肢体不自由児者父母の会
- ⑧ ハンドアーチェリー大会 主催：肢体不自由児者父母の会
- ⑨ 市川保健福祉センターの小児慢性特定疾病等についての取り組みに参加予定
- ⑩ こども発達支援会議 今年度より参加。ライフサポートファイルの作成について重心の立場から必要な項目・情報について意見を述べたい。また幅広く有効に活用・運用できるよう意識した取り組みをしたい。

以上

生活支援部会 活動報告および計画案

1. 平成 27 年度報告

○部会を 5 回、幹事会を 3 回開催し、関連会議（居宅支援連絡会・日中活動連絡会・グループホーム等連絡協議会・重心サポート会議）からの報告を受け、情報共有および情報交換、部会再編についての意見交換を行いました。さらに、is-net、障害者団体連絡会等の関連団体との情報共有も行いました。各連絡会・会議の活動報告等は別紙をご参照ください。

○市民の障害理解を促進するための取り組みとして、市川市との協働の元、以下のイベントを、部会委員を中心とした実行委員会方式で実施しました。

(1) 10 月 31 日（土）和洋女子大学 里見祭でのハートフルツアーの実施。

当事者の参加は 10 名（当日キャンセル 2 名）であったが、初めて 4 名の重心児者の参加があった。ハートフルツアーの案内の大学祭のパンフレットへの掲載、車輛送迎の構内駐車許可など、大学側の協力をいただくことができた。

(2) 12 月 5 日（土）障害者週間イベント（I♥あいフェスタ）の実施。

延べ 8 回の実行委員会と担当別の打合せ等を経て、ニッケコルトンプラザ内コルトンホールでの開催に至った。同時に、生涯学習センター内（カフェテラスぴっころ・グリーンスタジオ）にて映画上映会およびミュージカル練習見学会等も実施。

コルトンホールの来場者数は 426 人、生涯学習センターへの来場者を加えると約 500 名の参加を得た。過去 2 年は市川市文化会館を会場としており、立地条件から関係者の来場比率が高かったが、来場者へのアンケートからは「通りがかり」、「会場前で配布していたチラシを見て」イベントを知った」という声も多く、市民への啓発の効果は非常に大きかったと考えられる。

2. 平成 28 年度計画

○地域生活支援拠点事業（以下拠点事業）の 29 年度からの実施に向けた協議を行います。

< 拠点事業に求められる機能 >

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①相談（地域移行、親元からの自立等） ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等） ④専門性（人材の確保・養成、連携等） ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等） |
|---|

・現段階では、①から⑤の機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」ではなく、市内の既存の社会資源を活かし、各機能を分担して担う「面的整備型」を検討予定です。

・今後は、以下のことに取り組んでいく予定です。

1. 課題の整理と共有（主に上記③の緊急時の対応について、障害分野ごとの現状の確認）
2. 相談支援部会で協議される基幹相談支援センター構想とのすり合わせ
（主に上記①④⑤、とくにコーディネーターの配置について）
3. 既存の社会資源の有効活用について（フォーマル、インフォーマル、自主事業等）
4. 具体的な実施方法のイメージ作り
5. その他必要な協議

○啓発活動について

里見祭、障害者週間イベント実行委員会への委員派遣等の協力を予定しています。

日中活動連絡会

1、27年度 活動報告

<定例会活動内容> 隔月 <場所> 午後15:00～ ふれあいセンター

日程	議題
第1回 (6/22)	・ 定例会 27年度日中活動連絡会担当者、27年度活動計画について 研修(連続講座)「問題行動を理解して支援に繋げるために」 公立障害者施設民営化における意見聴取について
第2回 (8/24)	・ 定例会 研修(連続講座)開催に向けて
第3回 (10/19)	・ 定例会 「梨香園、チャレンジ国分」民間移行について(施設課より)
第4回 (12/14)	・ 定例会 研修(連続講座)の感想と反省
第5回 (2/15)	・ 定例会 27年度総括&28年度計画 梨香園民間移行、事業者募集について(情報共有)

<研修会(4回連続講座)の開催> 「問題行動を理解して支援に繋げるために」

実施:1回目:9/3(木) 2回目:10/1(木) 3回目:11/5(木) 4回目:12/3(木)

講師:高橋咲子氏 千葉県発達障害者支援センター

参加者:30人(公立4、レンコン4、いちばん星7、一路会4、ふれんど3、ハピネス3
TUBU1、サポートネット1、えくる1、しっぽふぁーれ1、大野学園1)

2、28年度 活動計画

<テーマ> 活動(案)

- ・ 日中事業所の情報交換
- ・ 市内日中事業所の交流会等(参加型、内部の講師等)
- ・ 公立の民間移行について
- ・ 地域生活拠点事業について(生活支援部会のテーマ)

<定例会活動予定> 隔月 <場所> 午後15:00～ ふれあいセンター

日程	議題
第1回 (6/20)	・ 28年度日中活動連絡会担当者、28年度計画について
第2回 (8/22)	・ 定例会
第3回 (10/17)	・ 定例会
第4回 (12/19)	・ 定例会
第5回 (2/20)	・ 28年度総括&29年度計画

居宅支援連絡会

1、27年度 活動報告

<第1回居宅支援連絡会>

日時 平成27年7月16日(木) 18:30~20:00

場所 ふれあいセンター

- ・報告
- ・研修

「障害者支援における薬剤師の役割について」

講師 西川永生堂薬局 薬剤師 西川 智昭氏

参加者 市内居宅介護事業所等 30名

<幹事会>

日時 6/23・11/7 18:00~19:30

2、28年度 活動計画

<テーマ> 活動(案)

5月・11月・2月 年3回予定

- ・居宅介護事業所の情報交換
- ・研修会の開催等

市川圏域グループホーム等連絡協議会

●平成27年度 活動報告

1. 総会

日時：平成27年7月31日

場所：ふれあいセンター第2集会室

協議内容：平成26年度事業報告・会則について・平成27年度事業計画・役員改選

2. 例会兼管理者向け勉強会

回数	日時	場所	内容	講師
第1回	7月31日	ふれあいセンター	加算についての勉強会	松戸圏域グループホーム等支援ワーカー 桑田良子氏
第2回	10月15日	市川駅南公民館	1. 新規グループホーム紹介 (南台五光福祉協会 ねこざね) 2. 意見交換会(人材について) 3. サテライト型グループホーム についての実践報告	3. 大成会 磯田芳江氏 (成田市)

3. 世話人勉強会

(場所：ふれあいセンター 講師・オブザーバー：市川健康福祉センター 山田真理子氏)

回数	日時	内容
第1回	8月25日	講演「障害のある方が暮らしやすい社会になるために」(千葉県条例) 参加者によるグループディスカッション
第2回	10月28日	講演「障害のある方が暮らしやすい社会になるために」(合理的配慮) 参加者によるグループディスカッション
第3回	1月27日	グループディスカッション「日々の支援で悩んでいること」(権利擁護) オブザーバーによる総評

4. 管理者世話人合同勉強会(例会・世話人勉強会を兼ねる)

日時：2月24日

場所：ふれあいセンター

内容：「GH入居者の高齢化・重度化・看取りの実践報告」

参加者によるグループディスカッション・講師への質疑応答

講師：ロザリオの聖母会 荒井隆一氏 (旭市)

●平成28年 事業計画(案)

1. 総会兼管理者向け勉強会：年1回
2. 例会兼管理者向け勉強会：年1回
3. 世話人交流会：年2回
4. 世話人勉強会：年1回
5. 管理者世話人合同勉強会：年1回
6. ニーズ調査(実施に向けた調査方法の検討を含む)

重心サポート会議 27年度活動報告

1、重心サポート会議報告

開催回数 9 回 (5/29、6/26、7/27、8/24、9/18、10/19、11/16、12/21、2/22) 3/18 の 10 回 (予定)

<協議内容>

- ①ハートフルプランについて協議を行い、今後の取り組みに関し協議を行った。
- ②預かり、お泊り支援「どれみ」について協議を行った。
- ③相談支援等の重心の方たちへの在り方について話し合った。
- ④市川保健福祉センターの取り組みとして講演会を企画しおこなった。
- ⑤小児慢性特定疾病等についての現状や課題について話し合われた。
- ⑥各種研修会についての企画実施。
- ⑦事業所ガイドブック、来年度に向けての話し合い。(こども発達支援等)

2、どれみ♪について

①「どれみキッズ」(日中支援)について

8月22日に松香園で実施。医療的ケアを必要とされるご利用者様を含み8名、スタッフ、ボランティア合わせて総勢49人が参加。

②「お泊りどれみ」(宿泊)について

10月17日～18日にNPO法人ポテトにて実施。医療的ケア、与薬が必要な方を含み一晚を過ごし、夕食は一般のレストランを利用。

3、研修会・勉強会について

①7/31「コミュニケーションの支援について」講師：井上みどり先生

・家族、サービス事業所、学校等 参加者37名

②9/4「古武術を活用した介護」講師：岡田慎一郎先生

・家族会、サービス事業所等が参加 参加者 39名

③9/15、11/17、2/16「相談支援ミニ勉強会」

・相談支援者と重心の事業所の職員との顔合わせ課題や疑問についてや他の障害の方との共通点等についても話し合われた。参加者1回目38名・2回目38名・3回目16名 (平均30名)

④施設説明会(市内肢体不自由児者受け入れ)主催：肢体不自由児者父母の会

・市内の通所事業所や児童デイを行っている事業所6団体による説明会

⑤「重症心身障害児者支援研修会」講師：浅田二郎先生

・昨年度に続く講習会で中上級者向けに、脳性麻痺についてより専門的な講義及び実技を実施。

参加者 1回目46名・2回目31名・3回目26名(平均34名)

4、平成28年度活動計画について

- ・現在まで行ってきた「どれみ」等から重心サポートとして目指す方向性の再確認を行い、「各事業所(設備面等)」、「スタッフ(技能面等)」を明確に設定し今後の発展させた形態を掴む。
- ・仮称「重心のガイドライン・テキスト」(厚労省)を活用し相談支援専門員や施設職員向けに定期講座として勉強会等を開催する等です。

以上

平成28年5月26日

就労支援部会からの報告

○就労支援担当国会議の取り組み

○就労支援担当国会議（しゅうたん）の取り組み

1. 今年度の取り組み

1) 就労移行事業所説明会の実施

2) 事業所案内の簡易版を作成

3) ハローワーク市川が11月25日に浦安市で実施する合面での企画を検討

2. 各事業所の支援に関して

各事業所で、どのような支援を行っているのか。

支援のノウハウの共有化を図る。

3. 労働関係法令や制度について

就労支援担当国会議のなかで、労働関係法令や制度に関する勉強会を実施。

○福祉的就労担当国会議の取り組み

1. 前年度までのふくたん受注業務の現況報告

2. 就労継続支援B型事業所ガイドブックの更新

3. 就労支援担当国会議と福祉的就労担当国会議の合同研修

4. 共通ポイントカードの検討

リサイクルショップ等の販売をおこなっている事業所共通のポイントカードの検討

5. 受注向上に向けて、具体的ノウハウの蓄積を共有する仕組み作りの検討

6. 自主生産品の事業所や「福祉の店」・「道の駅」との協働の取り組みができないか検討

○就労支援部会について

・今年度より、就労支援部会の委員「市川市生活サポートセンターそら」

「いちかわ・若者サポートステーション」

・昨年も実施した福祉的就労担当国会議と就労支援担当国会議との合同企画を予定

以上

平成28年度第1回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

平成28年5月17日 (火曜日)

午後1時30分から3時30分まで

急病診療・ふれあいセンター2階 集会室

1 第一回定期総会

- ①代表挨拶
- ②役員人事
- ③平成27年度活動報告 28年度活動予定(案)
- ④平成27年度会計報告 平成28年度会計予算(案)
- ⑤幹事承認
- ⑥閉会

2 自立支援協本会議委員推薦派遣について

- ・障害当事者5名 障害者家族1名推薦派遣。
- ・各部会(相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会)にも参加予定。

3 障害者差別解消法、市川市職員対応要領について

- ・基礎的な市川市の対応要領についての話、意見徴収。
- ・5月31日までに支援センターか事務局まで意見を求めています。

4 地域防災課、地域支えあい課との防災中間報告、意見交換

- ・時間がなかったため、今後本会議にも議題にするが、基本的にはプロジェクトチームを作り市川市との対応とする。

28年度活動予定

定例会 5月17日、9月20日、11月1日、2月28日

火曜日、午後1時30分から3時30分まで

急病診療・ふれあいセンター2階 集会室にて開催予定

5月17日 第1回定期総会、第1回本会議（防災対策 市の中間報告と意見交換他）

9月20日 第2回本会議（勉強会：障害者差別解消地域協議会）

11月1日 第3回本会議（障害者週間について準備他）

2月28日 第4回本会議（勉強会：内容は未定 次年度の計画他）

①啓発パンフレット実行委員会

- ・助成金は申請中。
- ・前回提出した企画書案に沿って今年度末には配布する。

②民生委員、自治体啓発活動

- ・平成28年度も民生委員地区会議での啓発活動を進める。

自治体啓発活動

- ・28年度から市川市と協力してもらいながら、啓発活動を開始する予定。

③防災対策

・平成28年5月20日の和洋女子大学の震災リーダー研修の障害者の理解という事で
障害当事者3名、障害者家族1名公園

好評で終わる

- ・防災対策プロジェクトチームを作り市川市と対応していく。
- ・平成28年8月28日の市川市総合防災訓練にも参加予定。
- ・感想をまとめ、要望書作成。

④障害者週間、生活支援部会に協力

- ・28年度障害者週間特別イベント『I♡あいフェスタ』へ、引続き、実行委員から参加する。

⑤本会議での勉強会を1～2回企画・開催する。

- ・障害者差別解消地域協議会については9月20日で予定。

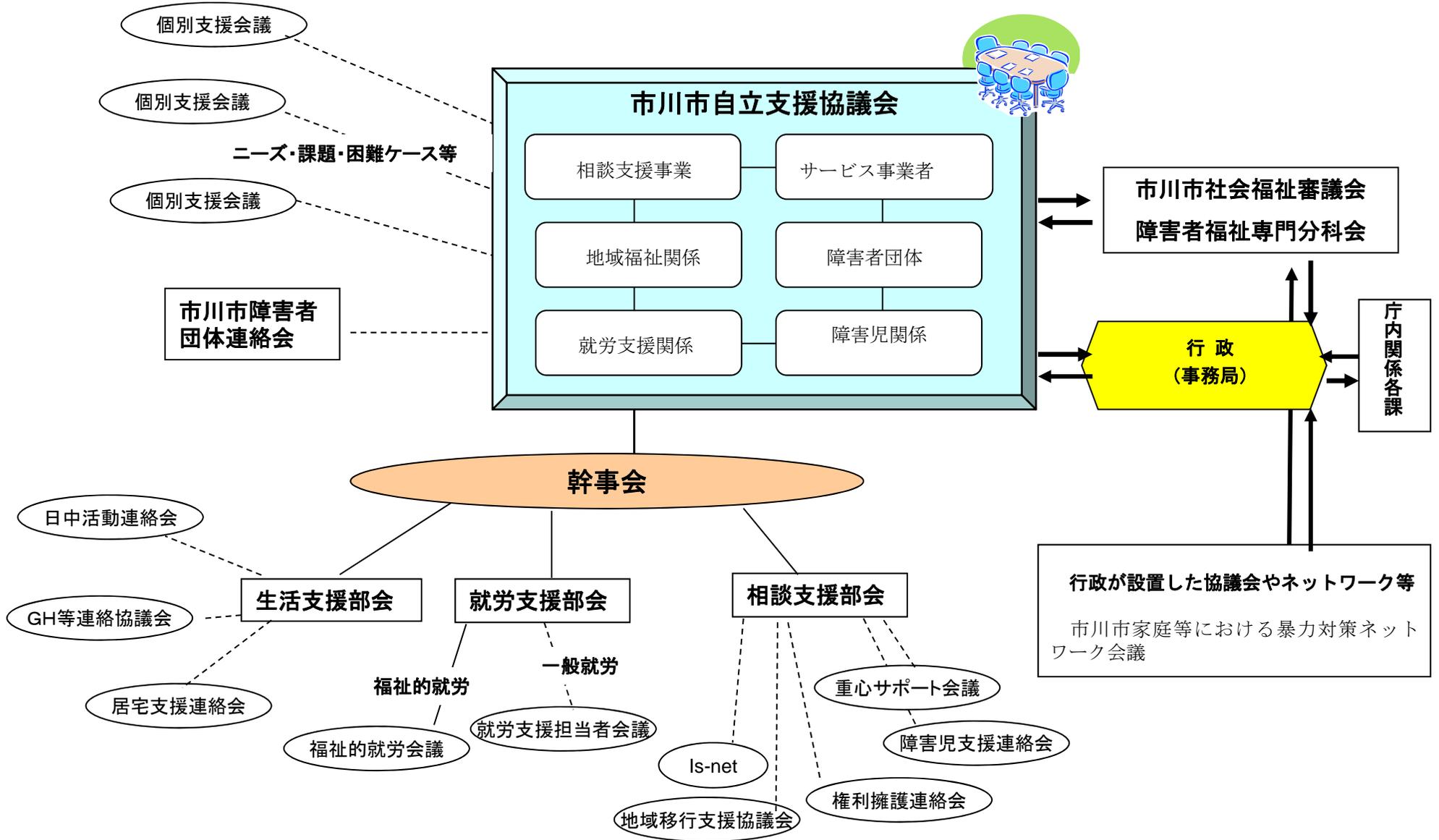
⑥社会福祉協議会に舞い込む障害者講演依頼

・小・中学校や自治体などから障害者の講演の紹介を社会福祉協議会が頼まれるが、出来るだけ障害者団体連絡会で引き受けるという方向で啓発活動につなげる。

⑦アンケートについて

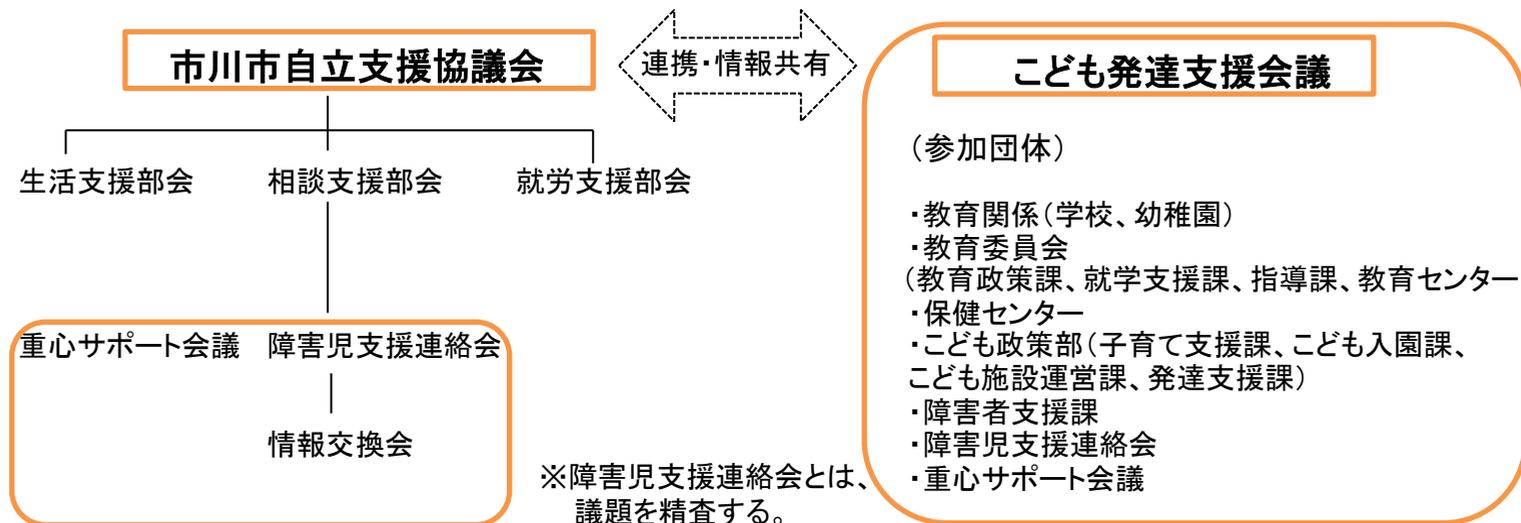
・各障害者団体で抱えている諸問題をアンケートで把握し、問題解決の活動計画を立て、活動していく。

市川市自立支援協議会の関係図(平成28年度案)



平成28年度 こどもの発達支援について

1. 構成メンバーについて



2. 活用について **〔身近な課題に対応していく場〕**

- ・こどもの支援を考える場として(ライフサポートファイルなど)
- ・事業所をサポートしていく場として(研修など)
- ・関係機関との連絡・連携の場として

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し地域の実情に応じて以下の業務を行う

1. 設置者

市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた相談支援事業者等

2. 設置方法

- ・身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本。
- ・地域における相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

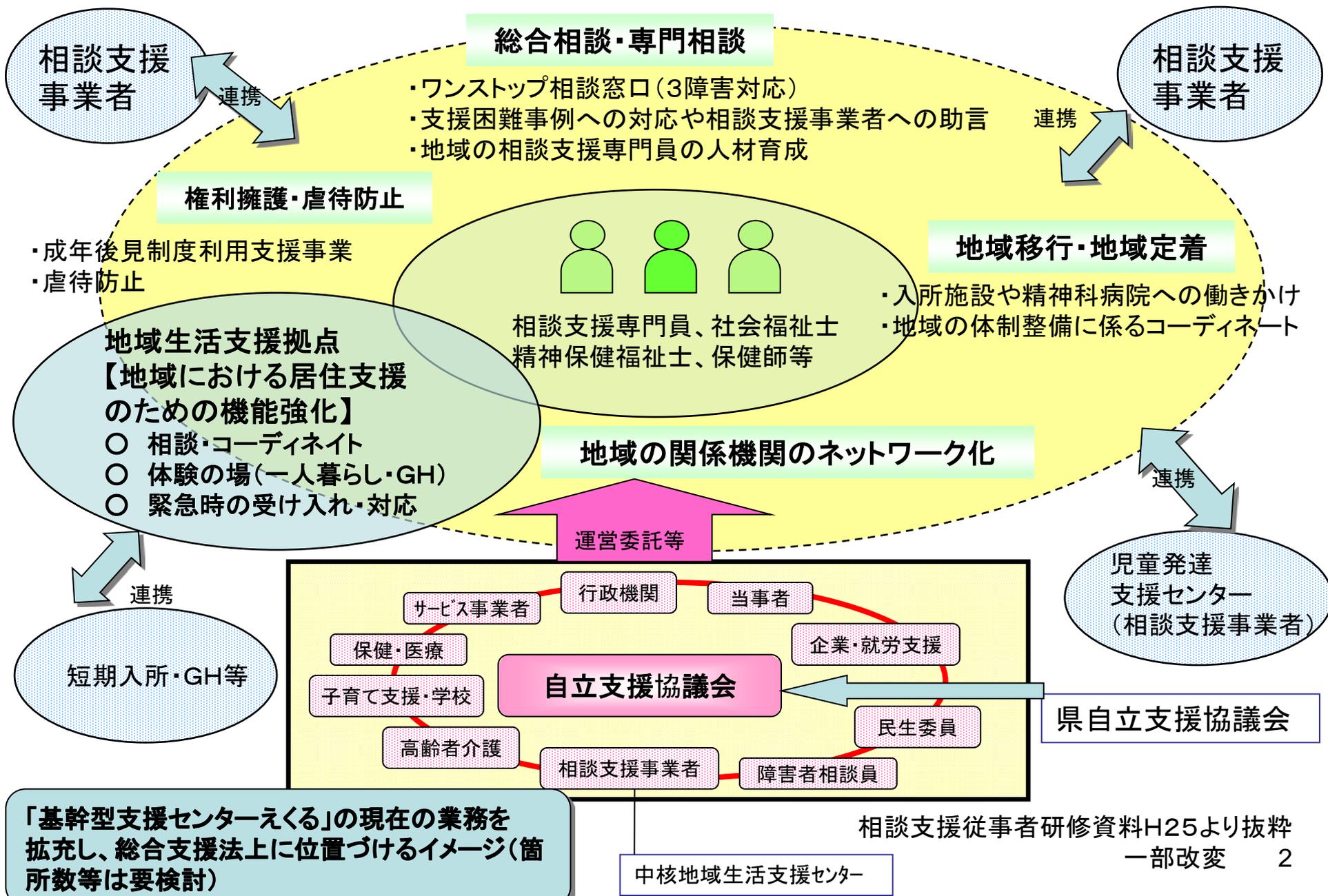
3. 業 務

総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施。(①総合相談・専門相談。②権利擁護・虐待防止。③地域移行・地域定着。④地域の関係機関のネットワーク化)

4. 人員体制

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。専門職や地域の体制整備のコーディネーターなど(人的基準の拘束なし)

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点のイメージ



平成28年度 市川市自立支援協議会(各専門部会)・障害者団体連絡会等 開催スケジュール(案)

会議名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会		① 5/26			②			③				④
幹事会		① 5/23			②			③				④
相談支援部会		① 5/23	② ③ 6/8 6/20	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
生活支援部会	① 4/27		② ③ 6/2 6/28	④		⑤			⑥		⑦	
就労支援部会			① 6/16			②		③		④		
障害者団体連絡会		① 5/17				② 9/20		③ 11/1				④ 2/28
社会福祉審議会				① 7/4					②		③	
障害者福祉専門分科会				① 7/27	第2次いちかわハートフルプランの進捗状況について・次期計画策定に関するアンケート調査について							

平成 28 年 5 月 26 日

障害者週間および里見祭について（協力のお願い）

上記のイベントについては、昨年度まで生活支援部会を中心に準備等していただいております。今年度は生活支援部会がその内容を地域生活支援拠点の検討としたため、別途、実行委員会や担当してくださる方を募り、実施させていただきたく、お願い申し上げます。

1 障害者週間について

- ・日 程 12月3日（土）10時～16時 もしくは 11時～16時
- ・会 場 ニッケコルトンプラザコルトンホール
- ・内 容 検討中（福祉の店 音楽系のイベント等）
- ・実施にあたり、実行委員を担っていただける方を募集したいと考えております。よろしくお願いたします。実行委員の人数は 10 名～20 名の間。当日のお手伝いは別途お願することとなります。一般市民等への啓発活動のため、ご協力をよろしくお願いたします。

2 里見祭

- ・日 程 平成 28 年 11 月頃
- ・会 場 和洋女子大学
- ・内 容 市内障害福祉サービス事業所通所者で参加を希望する方とスタッフが里見祭を学生に案内してもらい、楽しむツアー。
10 名前後+スタッフ
- ・担当していただける方を募り、和洋女子大との交渉や参加希望者のとりまとめ、当日の参加をよろしくお願いたします。

担当：南八幡メンタルサポートセンター 渡辺

障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、市川市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職のうち同項第2号、第3号及び第5号に規定される者をいう。
- (2) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去について行う必要かつ合理的な配慮をいう。
- (5) 管理監督者 職員のうち課長相当職以上の地位にある者をいう。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して、障害を理由として、障害者でない者と比べて不当な差別的取扱いをすることにより、当該障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定の実施に当たっては、別紙第1から第3までに掲げる

事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定の実施に当たっては、別紙4から別紙6までに示す事項に留意するものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合は、その態様等によっては、職務上の義務違反、職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者か

- らの相談等に的確に対応するため、福祉部障害者支援課に相談窓口を置く。
- 2 前項の相談窓口で相談等を受ける者は、相談等を行おうとする者（次項及び第4項において「相談者」という。）との意思疎通を図るよう努め、当該相談等を行おうとする者の話に傾聴するものとする。
 - 3 相談者は、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等の任意の方法を用いて相談等を行うことができる。
 - 4 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報の共有を図り、以後の相談等において活用することとする。この場合において、情報の共有を図る関係者は、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）の規定に抵触することのないよう留意しなければならない。
 - 5 福祉部障害者支援課は、必要に応じ、第1項の相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第8条 市長その他の任命権者は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、当該所属職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 前項の研修は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新たに職員となった者に対する障害を理由とする差別の解消に関する基本的事項に関する研修
 - (2) 新たに管理監督者となった者に対する障害を理由とする差別の解消のために管理監督者に求められる役割に関する研修
 - (3) その他必要と認める研修
- 3 総務部人事課人材育成担当室は、第1項の研修の実施について、市長以外の任命権者から協力の求めがある場合は、必要な協力を努めるものとする。
- 4 市長その他の任命権者は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、障害者の家族や支援者に対する不当な差別的取扱いが障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者やその家族、支援者等に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者やその家族、支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を後回しにさせる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム、研修会等への出席を拒む。

○障害があることを理由に施設への入室を拒否したり、条件を付ける。

○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

○障害があることを理由に無視をしたり、子ども扱いをすること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族、支援者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。なお、障害者の家族や支援者に対し合理的配慮を提供しないことが、障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

合理的配慮は、市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置（それに見合う他の方法等）の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることとなり得る。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を

介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 市長部局、議会事務局及び行政委員会の事務局等がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意し、障害者の特性に配慮する必要がある。なお、障害者への配慮は千葉県が作成した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を参考とすることが望ましい。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にはキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝え

る。

○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

○研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する。障害者の意向を確認したうえで可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。

○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。

○不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○事務所等が2階にある等、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務所等への移動の補助をする。

○庁舎や施設内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。

○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

○筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、指字、拡大コピー、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）、トーキングエイドなどの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。

○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。

○会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。

○会議等においては、通訳を介することにより時差が生まれるので、相手に通じたことを確認してから進行する。特に質問の有無の問いかけ、多数決の場面は、タイムラグがあることを考慮する。

○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

○聴覚障害者に説明をするときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。

○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある者）の必要に応じて、その者のコミュニケーション方法（指字、触手話等）での情報提供と通訳及び移動を支援する。

○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

○比喩表現（たとえによる表現）等が苦手な障害者に対し、比喩（たとえ）や暗喩（たとえるものにととえられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現などを用いずに説明する。

○説明をする際には、短くわかりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

○障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記したり、時計盤を使用して伝達するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力ひらがなを用いたり、分かれ書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。

○パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。なお、提供にあたっては、可能な限り本人の意思を尊重した配慮を行う。

○意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。また、本人が頷いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。

○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○会議の進行にあたっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

○順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えてあとどのくらい待つのか見通しを示したり、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。

○車両乗降場所や駐車場を施設出入口に近い場所へ変更する。

○敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意（本人の意によらない）の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。

○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

○説明会や会議等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。休憩の際には、場所の確保等について障害特性に応じた必要な配慮を行う。

○移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。

○自筆が必要でない書類の作成にあたり、職員等が代筆を行う。

○日常的に医療ケアを要する障害者に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等との連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

市川市は、平成28年度

市民後見人の養成を始めます

平成28年4月に、成年後見制度利用促進法が成立しました。

6月11日（土）

現役市民後見人が語る講演会が開かれます

7月2日（土） および16日（土）

市民後見人候補者養成事業の説明会が開かれます

問い合わせ先

市川市社会福祉協議会

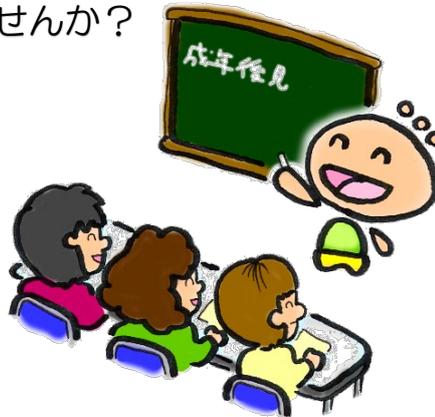
後見相談担当室 担当 本多・伊藤

電話：047-320-4001

FAX：047-376-8555

“市民後見人”って何だろう？

実際に活動している“市民後見人”さんの話を、
ご一緒に聞いてみませんか？



認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が低下した方が、地域で安心して生活していけるよう、法的に権利を護ることを目的として活動しているのが“後見人”です。

日時

平成28年6月11日（土）

14時～16時（開場13時30分～）

会場

市川市男女共同参画センター7階研修ホール

定員

100名（申し込み順） 入場無料



内容

現役の市民後見人が、市民後見人を目指した理由、活動のやりがいなど、池田恵利子氏（日本成年後見法学会副理事長）と語り合います。

“市民後見人”として、あなたの力を活かしてみませんか！

《市民後見人候補者養成講座》説明会開催

7月 2日（土）14：00～16：00 市川市男女共同参画センター 7階研修ホール

7月16日（土）13：30～15：30 行徳公民館 4階 第1～3学習室

申込み
問合せ先

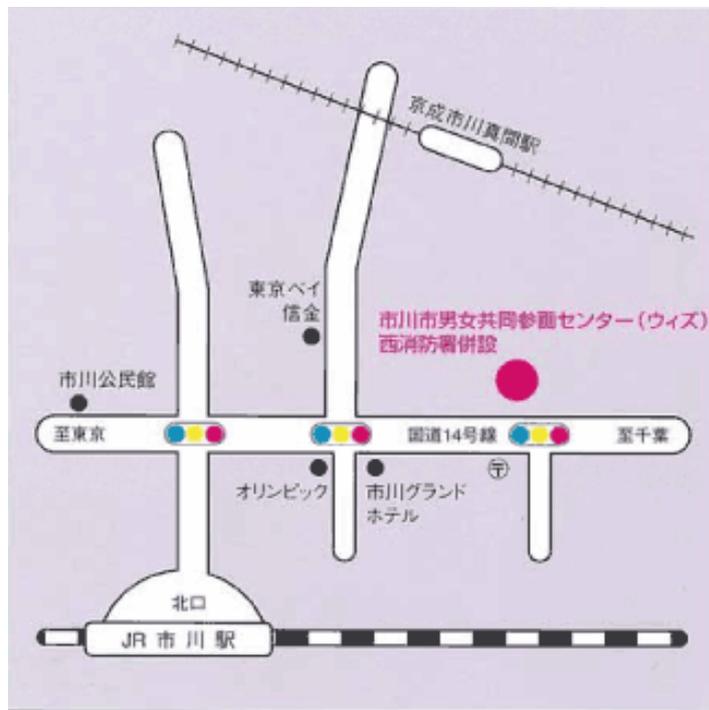
市川市社会福祉協議会（担当 伊藤、本多）

☎047-320-4001

お電話またはFAXでお申し込みください。

市川市・市川市社会福祉協議会事業 講演会
“市民後見人” って何だろう？
平成28年6月11日（土）

No.	氏名	電話番号
1		
2		



【会場ご案内】

市川市男女共同参画センター（7階研修ホール）

JR市川駅、京成市川真間駅からいずれも徒歩5分位です。

駐車場がありませんので、自転車又は公共交通機関をご利用ください。

所在地 市川市市川 1-24-2

FAX 送信先：047-376-8555

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 宛

地域の人を支える！

平成28年度
受講生募集



市民後見人 候補者養成講座

無料

“市民後見人”として、あなたの力を活かしてみませんか！

後見人は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が低下した方が、地域で安心して生活していけるよう、法的に権利を護ることを目的として活動しています。



対 象：市川市に住む30歳～67歳以下の方

【日程】※①～③全日必須

① 説明会 (いずれかにご参加ください。)

- (1) 平成28年7月2日(土) 午後2時～4時
市川市男女共同参画センター7階 研修ホール
住所：市川市市川1-24-2 (※市川西消防署との複合施設)
- (2) 平成28年7月16日(土) 午後1時30分～3時30分
行徳公民館 4階 第1～3学習室
住所：市川市末広1-1-31

② 講座 (全8回)

10/22(土)、10/29(土)、11/5(土)、11/12(土)
11/19(土)、11/26(土)、12/3(土)、12/9(金)

時 間 午前10時～午後4時30分

会 場 市川教育会館

③ 実習 (市内福祉施設等 ※実習施設・日程は未定)

お問い合わせ TEL：047-320-4001

市川市社会福祉協議会 後見相談担当(伊藤・本多)

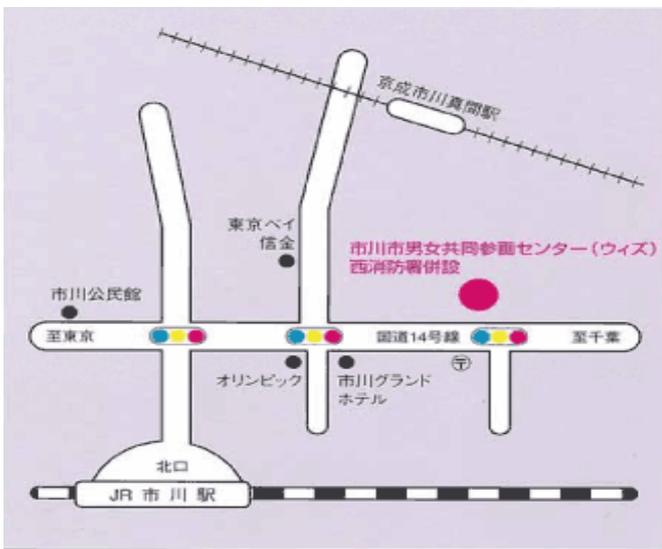
「市民後見人候補者養成講座」説明会



(市川市・市川市社会福祉協議会)

1) 平成 28 年 7 月 2 日 (土)
市川市男女共同参画センター 会場

2) 平成 28 年 7 月 16 日 (土)
行徳公民館 会場



説明会申込書

ふりがな				年齢	歳
氏名					
住所	〒 -				
TEL	()	FAX	()		
参加する日	(1) 7月2日	(2) 7月16日	(いずれかに○印を)		

FAX 送信先：047-376-8555
市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 伊藤・本多宛

市川市地域防災計画、洪水ハザードマップについては、市ホームページをご参照ください。

市川市 地域防災計画（震災編）概要版

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000208837.pdf> (PDF 4,008KB)

市川市 洪水ハザードマップ

(表面) <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000227650.pdf> (PDF 4,29MB)

(裏面) <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000227651.pdf> (PDF 4,91MB)